

広島県業務費内訳書取扱要領

平成 26 年 6 月 1 日制 定
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 6 月 1 日一部改正
平成 30 年 6 月 1 日一部改正
令和 2 年 6 月 1 日一部改正
令和 3 年 8 月 1 日一部改正
令和 4 年 6 月 1 日一部改正

1 趣旨

県が発注する測量・建設コンサルタント等業務の入札において、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に業務費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定める。

2 定義

- (1) この要領において「業務」とは、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第 2 条に規定するものをいう。
- (2) この要領において「調査基準価格」とは、測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱（平成 21 年 9 月 1 日施行、以下「低入要綱」という。）第 2 条の調査基準価格をいう。
- (3) この要領において「重点調査」とは、低入要綱第 7 条第 3 項の重点調査をいう。

3 対象業務

県が発注する全ての業務（随意契約方式を除く）

4 業務費内訳書の提出

- (1) 書面により入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに業務費内訳書を提出させるものとする。
- (2) 広島県電子入札実施要領（平成 20 年 4 月 1 日制定）に基づく電子入札システムにより入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに業務費内訳書を添付させるものとする。
ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合には、求める全ての様式を書面により提出させるものとする。（電子ファイルと書面の併用や、両方での提出は認めない。）
なお、この場合においては、電子入札システムへ「工事（業務）費内訳書持参提出連絡票」を添付させるものとする。
- (3) 書面によらない場合は、Microsoft Excel 2013、Microsoft Word 2013 又は Adobe Reader DC で閲覧・印刷可能なものとする。
- (4) 書面により入札に参加する場合、又は電子ファイルの容量等の問題により書面で提

出する場合においては、次の事項を記入した封筒に封入して提出させるものとする。

- ア 提出者の商号又は名称
- イ 業務費内訳書が在中している旨
- ウ 当該入札等に係る業務等の名称及び開札日

(5) 上記により難い場合は、別に定める。

5 入札参加者への周知

発注者は、業務費内訳書の提出等について、入札条件に記載すること等により周知するものとする。

6 業務費内訳書の様式及び記載内容

(1) 業務費内訳書の様式及び内容は次表のとおりとする。

なお、建築関係の場合は、「様式 1～3」を「様式建 1～建 3」に読み替えて適用するものとする。

様式	内容
様式 1	業務費内訳書（表紙）
様式 2	「業務費の内訳」及び「再委託先及び見積額」
様式 3	労務賃金調書

(2) 業務費内訳書への記入が必要な内容は次のとおりとする。

- ア 調査基準価格以上の価格で入札する場合
様式 1 及び様式 2（「再委託先及び見積額」に関する部分を除く）
- イ 調査基準価格を下回る価格で入札する場合
様式 1、様式 2 及び様式 3

(3) 業務費内訳書の記入方法は次のとおりとする。

ア 様式 1 業務費内訳書（表紙）

- (ア) 入札者の商号又は名称、業務名を記入すること。
- (イ) 調査基準価格未滿で入札する場合は、1 及び 2 について回答を記入すること。
- (ウ) 重点調査の対象となる場合は、3 に回答を記入すること。

イ 様式 2 「業務費の内訳」及び「再委託先及び見積額」

（業務費の内訳）

- (ア) 業務名、入札者の商号又は名称を記入すること。
- (イ) 業務費内訳表に記載されている、費目・工種・施工名称など、単位及び数量（建築関係の場合は、業務費内訳表に記載されている名称（費目・細目）、単位及び数量）を漏れなく記入したうえで、見積額を記入すること。なお、調査基準価格以上で入札する場合は、業務費内訳表に記載されている費目などのうちレベル 3 まで記入し、レベル 4 は記入不要とする。
- (ウ) 業務価格は、入札価格と同額であること。

なお、業務価格が複数設定されている業務委託費内訳表においては、業務価格の合計と入札金額が同額であること。

(エ) 諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入するこ

と。

(再委託先及び見積額)

(オ) 全ての再委託予定者の商号又は名称を記入すること。

(カ) 業務費の内訳に記入された全ての項目について、入札者及び全ての再委託予定者の内訳を記入すること。

なお、調査基準価格を下回る入札金額の場合において、第三者照査に要する費用を当該業務で費用負担する場合は、第三者照査者を再委託予定者として記入すること。

(キ) 再委託予定者から見積を徴取する際は、再委託予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、具体的な工種・数量等を明示した見積とすること。

(ク) 再委託予定者から見積を聴取した際は、提出された見積書の内容を反映して記入すること。

また、全ての再委託予定者の見積書（押印あり）の写しを添付すること。

ウ 様式3 労務賃金調書

(ア) 入札者及び全ての再委託予定者について記入すること。

(イ) 職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入すること。

7 業務費内訳書の審査方法

審査は、開札後、落札候補者が提出した業務費内訳書により行うものとし、追加資料の提出は認めない。ただし、発注者は必要と認めた場合には、入札者に説明を求めることができる。

(1) 次に該当する者は、失格とし、落札者とししないものとする。

ア 全般

(ア) 6で求める様式が開札時に提出されていない場合

(イ) 4で規定する提出方法によらない場合

イ 様式1

(ア) 入札者の商号又は名称が適切に記入されていない場合

(イ) 当該業務の業務名が適切に記入されていない場合

ウ 様式2

(業務費の内訳)

(ア) 当該業務の業務名が適切に記入されていない場合

(イ) 入札者の商号又は名称が記入されていない場合

(ウ) 業務委託費内訳表に記載されている「費目・工種・施工名称など」、「単位」、「数量」が漏れなく適切に記入されていない場合、及びそれらの「見積額」が記入されていない場合。ただし、調査基準価格以上で入札している場合は、業務委託費内訳表に記載されている費目などのうちレベル3までの単位及び数量とする。

なお、建築関係の場合は、業務費内訳表に記載されている「名称（費目・細目）」、「単位」及び「数量」とする。

(エ) 業務価格（業務価格が複数設定されている業務費内訳表においては、業務価格の合計金額）と入札金額が異なる場合

（再委託先及び見積額）

(オ) 6で記入を求めている場合において、再委託を予定しているが、全ての再委託予定者の商号又は名称が記入されていない場合

(カ) 6で記入を求める場合において、再委託を予定しているが、全ての再委託予定者からの見積書（写し）の添付がない場合、再委託予定者の押印がない場合、又は具体的な工種・数量等を明示した見積となっていない場合

(キ) 6で記入を求めている場合において、再委託を予定しているが、再委託予定者からの見積書に記入された業務価格と「再委託先及び見積額」に記入した業務価格が一致しない場合

エ 様式3

(ア) 6で記入を求めている場合において、入札者及び全ての再委託予定者（再委託の予定がある場合）の会社名が記入されていない場合

(イ) 6で記入を求めている場合において、入札者及び全ての再委託予定者（再委託の予定がある場合）の該当職種の最低額及び最高額が記入されていない場合

(2) なお、調査基準価格を下回る入札金額の場合は、低入札価格調査において上記(1)に加え、次の事項を確認する。

ア 様式1の該当項目に回答があること及びその回答により、低入要綱第10条に定める低価格入札者と契約する場合の措置等の履行を予定していることが確認できること

イ 再委託予定者の見積書に基づき適正に計上されていること

ウ 設計図書（仕様書等）に計上している設計数量（参考数量）を満足する数量に基づく見積りであること

エ 適正な見積（積算）に基づき業務価格が算出されていること

8 提出された業務費内訳書の取扱い

(1) 提出された業務費内訳書の引換え、変更、撤回（取消）又は追加等は認めない。

(2) 提出された業務費内訳書は、返却せず他の入札関係書類と併せて保管する。

(3) 提出された業務費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。

(4) 提出された業務費内訳書は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく開示の対象となる。

附 則

1 この要領は、平成26年6月1日以降に公告又は指名する業務から適用する。

2 平成27年4月1日改正については、平成27年4月1日以降に公告又は指名する業務から適用する。

3 平成28年6月1日改正については、平成28年6月1日以降に公告又は指名する業務から適用する。

- 4 平成30年6月1日改正については、平成30年6月1日以降に公告又は指名する業務から適用する。
- 5 令和2年6月1日改正については、令和2年6月1日以降に公告又は指名する業務から適用する。
- 6 令和3年8月1日改正については、令和3年8月1日以降に公告又は指名する業務から適用する。
- 7 令和4年6月1日改正については、令和4年6月1日以降に公告又は指名する業務から適用する。